

令和6年度青森県商店街を中心とした持続的活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、商店街を中心とした自発的な街づくり活動を促進し、商店街の持続的な活性化を図るため、街づくりに参画する団体（以下「街づくり参画団体」という。）が行う商店街を中心とした持続的活性化事業に対し、市町村が補助するのに要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、当該市町村に対し、商店街を中心とした持続的活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において街づくり参画団体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (2) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会
- (3) 任意の商店街団体等であって市町村長が認める団体
- (4) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会又は商工会連合会
- (5) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- (6) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う者を主たる会員とする一般社団法人又は一般財団法人
- (7) 第三セクター

第三セクターとは、次に掲げるものをいう。

- ① 一般社団法人又は一般財団法人であって、地方公共団体及び商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会又は商工会連合会が拠出しているもの
 - ② 地方公共団体が100パーセントの拠出をしている公益法人
 - ③ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する特定会社であって、地方公共団体が出資しているもの
- (8) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であって、市町村長が街づくりに関する活動を行う団体と認める法人
 - (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学又は高等専門学校
 - (10) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する中小

企業者

(1 1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人

(1 2) 商店街の活性化を図るため、事業を行おうとする上記以外の団体で市町村長が認めるもの

2 この要綱において持続的活性化事業とは、街づくり参画団体が商店街の持続的活性化のために取り組む事業であって、以下の要件を全て満たすものとする。

ただし、環境整備に係る事業を実施する場合は、次に掲げる要件に加え、商店街活性化プラン、中心市街地活性化基本計画等を具体化するために必要な取組であることを要件とする。

(1) 商店街のにぎわいの創出に資するものであり、商店街が中心となって取り組む事業であること。

(2) 商店街が地域コミュニティの担い手となるために、地域住民の需要を捉えながら、今後の可能性を開く要素がある事業であること。

(3) 補助事業終了後も取組の継続又は効果の持続が見込まれる事業であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 持続的活性化事業一覧表（第2号様式）

(2) 事業計画書（第3号様式）

(3) 収支予算書（第4号様式）

(4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 補助金の交付の決定に係る事業（以下「間接補助事業」という。）を行う街づくり参

画団体（以下「間接補助事業者」という。）からの間接補助金（市町村が、間接補助事業者の行う間接補助事業に要する経費に充てることを目的として、県が交付する補助金を財源の一部として間接補助事業者に交付する補助金をいう。）の交付の申請に際しては、前項の規定に準じた方法により申請させるものとする。

（補助金の交付の条件）

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

（1）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更する場合又は間接補助事業の内容若しくは間接補助事業に要する経費の配分を変更する場合において、事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただし、別表の経費区分に掲げるそれぞれの経費の20パーセント以内の変更（補助金の額の増額を伴わないものに限る。）については、この限りでない。

（2）補助事業を中止し、若しくは廃止する場合又は間接補助事業者が間接補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

（3）補助事業若しくは間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかに事業遅延（事故）報告書（第7号様式）を知事に提出してその指示を受けること。

（4）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和7年4月1日から5年間保管しておくこと。

（5）間接補助事業者に対し、間接補助事業の状況、間接補助事業の経費の収支その他間接補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを令和7年4月1日から5年間保管させること。

（6）間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の実態を十分把握するように努め、間接補助事業者に対し、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理させるとともに、補助金の交付の目的に従って使用させ、その効率的な運用を図らせること。

（7）間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（規則第19条に規定するものに限る。以下同じ。）を知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用させ、譲渡させ、交換させ、貸付けさせ、又は担保に供させないこと。ただし、第11に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

（8）間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第8号様式）その他関係書類を第11に規定する期間、整備保

管させること。

(9) 間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

(10) 間接補助事業者に対し、法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の命令を遵守させるために必要な条件を付すること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金交付申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、令和6年9月30日現在の状況を記載した事業遂行状況報告書(第9号様式)を、令和6年10月10日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和7年4月10日のいずれか早い時期までに事業完了(廃止)実績報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 間接補助事業一覧表(第2号様式)

(2) 事業実績書(第3号様式)

(3) 収支精算書(第4号様式)

(4) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び財産管理台帳(第8号様式)の写し

2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件

の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第11号様式）を提出するものとする。

2 県は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

別表（第3 関係）

補助対象 経費	持続的活性化事業に要する次の経費に対し市町村が補助するのに要する経費	
	経費区分	内容
	謝 金	委員、講師及び研究員等外部専門家（街づくり参画団体の会員、組合員又は役職員等の内部関係者を除く。以下同じ。）に対する謝金
	旅 費	（1）委員、講師及び研究員等外部専門家に対する旅費 （2）職員、役員等に対する旅費
	事業実施に係る経費	会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、景観整備費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、印刷製本費、光熱水費、その他の経費（その他知事が特に必要と認める経費）
補助金の 額	通常枠	補助対象経費（市町村が補助する額）の2分の1に相当する額以内の額とし、補助上限額は、持続的活性化事業に要する経費の4分の1に相当する額又は400,000円のいずれか低い額とする。
	特別枠	持続的活性化事業が次の要件を満たす場合、補助対象経費（市町村が補助する額）の2分の1に相当する額以内の額とし、補助上限額は、持続的活性化事業に要する経費の3分の1に相当する額又は600,000円のいずれか低い額とする。 （要件） 組織の統廃合、統合組織の設立、新たな街づくり組織の設立、組合員の増員につながる取組等、商店街の組織基盤の強化につながる取組を伴うこと。

第1号様式（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

申請者 市町村長

令和6年度青森県商店街を中心とした持続的活性化事業費補助金
交付申請書

令和6年度において実施する商店街を中心とした持続的活性化事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 補助金交付申請額 円

（注）次の算式を明記すること。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

第2号様式（第4、第9関係）

持続的活性化事業（間接補助事業）一覧表

街づくり参画団体 （間接補助事業者）の名称	補助区分 （通常枠、特別枠の別）	持続的活性化事業 （間接補助事業）に要する経費	持続的活性化事業（間接補助事業）の内容
		円	

第3号様式（第4、第9関係）

事業計画（実績）書

1 街づくり参画団体（間接補助事業者）の概要

名 称			
住 所			
代 表 者 氏 名 (役職・氏名)			
電 話 ・ F A X 番 号 (メールアドレス)			
担 当 者 (担当部署名)			
設 立 年 月 日			
出 資 者 又 は 組 合 員 の 数		資 本 の 額 又 は 出 資 金 の 額	円

2 持続的活性化事業（間接補助事業）の概要

事 業 目 的	
事業実施場所 (市町村名、商店街名)	
事業実施予定時期	
事 業 概 要	
事業実施時の連携先 又は連携想定先	

事業効果	
令和7年度以降の 実施予定事業の概要	
事業効果の検証等	

- (注) 1 街づくり参画団体（間接補助事業者）ごとに一葉作成すること。
- 2 持続的活性化事業（間接補助事業）の内容（実績）が分かる図面、写真等を添付すること。
- 3 環境整備に関する事業を実施する場合は、商店街活性化プラン、中心市街地活性化基本計画等を添付すること。

3 特別枠の要件（特別枠の場合、記入すること。）

<p>商店街の組織基盤の強化につながる取組の概要</p> <p>○取組名称</p> <p>○取組内容</p> <p>○実施予定日</p> <p>※取組の詳細が分かる事業計画書等の書類を添付すること。</p>

第4号様式（第4、第9関係）

収支予算書（精算書）

（単位：円）

街づくり参画団体（間接補助事業者）名						
経費区分	内容	持続的活性化事業（間接補助事業）に要する経費	左の額の負担区分			備考 （積算根拠）
			県	市町村	その他	
謝金						
	謝金					
旅費						
	旅費					
事業実施に係る経費						
	会議費					
	会場借料					
	交通費					
	資料作成費					
	通信運搬費					
	雑役務費					
	店舗等賃借料					
	内装・設備・施工工事費					
	景観整備費					
	無体財産購入費					
	プロパティ契約料・使用料					
	回線使用料					
	広報費					
	イベント費					
	借料・損料					
	備品費					
	消耗品費					
	委託費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	その他の経費					
合計						

（注）街づくり参画団体（間接補助事業者）ごとに一葉作成すること。

第5号様式（第5関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 市町村長

令和6年度青森県商店街を中心とした持続的活性化事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度商店街を中心とした持続的活性化事業の内容について、下記のとおり変更したので、令和6年度青森県商店街を中心とした持続的活性化事業費補助金交付要綱第5第1号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

(注) 変更の内容は、第2号様式、第3号様式、第4号様式に準じて作成するものとし、上下二段書きで、上段に変更前の内容を括弧書きで記載すること。

第6号様式（第5関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 市町村長

令和6年度青森県商店街を中心とした持続的活性化事業
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度商店街を中心とした持続的活性化事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和6年度青森県商店街を中心とした持続的活性化事業費補助金交付要綱第5第2号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

第7号様式（第5関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 市町村長

令和6年度青森県商店街を中心とした持続的活性化事業
遅延（事故）報告書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度商店街を中心とした持続的活性化事業について、下記のとおり遅延（事故）があったので、令和6年度青森県商店街を中心とした持続的活性化事業費補助金交付要綱第5第3号の規定により、報告します。

記

- 1 間接補助事業者の名称
- 2 間接補助事業の進捗状況
- 3 間接補助事業に要した経費 円
- 4 遅延（事故）の内容及び原因
- 5 遅延（事故）に対する措置
- 6 間接補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延（事故）の理由を立証する書類を添付すること。

第8号様式（第5、第9関係）

財 産 管 理 台 帳

財産の名称		事業実施年度			間接補助事業者名								
事業内容			工期		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		備考	
施設 区分	施工 箇所 設置 場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事 業費	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処分 の 内容
						県	市町村	その他					
					円	円	円	円					
計													

- (注) 1 処分制限年月日の欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容の欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別を記載すること。
- 3 備考の欄には、譲渡先、交換先、貸し付け、抵当権者等の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間の欄及び処分の状況の欄を含んだ他の様式をもって財産管理台帳に替えることができる。

第9号様式（第8関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 市町村長

令和6年度青森県商店街を中心とした持続的活性化事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度商店街を中心とした持続的活性化事業の遂行状況について、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 間接補助事業者の名称
- 2 間接補助事業の遂行状況
- 3 間接補助対象経費の支出状況 円

第10号様式（第9関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 市町村長

令和6年度青森県商店街を中心とした持続的活性化事業
完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度商店街を中心とした持続的活性化事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業完了（廃止）年月日 令和 年 月 日
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金受領年月日及び金額 令和 年 月 日
円

第 1 1 号様式 (第 1 2 関係)

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 市町村長

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 6 年度青森県商店街を中心とした持続的活性化事業費補助金交付要綱
第 1 2 の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 青森県補助金等の交付に関する規則第 1 3 条に基づく確定補助金 (令和 年
月 日付け青企支第 号による補助金の額の確定通知額) | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 円 |

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税及び
地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

3 補助事業の遂行に伴い課税売上が発生する場合には、消費税額及び地方消費
税額から控除税額を差し引いた後の控除不足額を消費税仕入控除額とする。